モンテスキューが受容する／を受容する：18世紀西欧思想史の重要契機

世話人：網谷壮介（獨協大学）・上村剛（学振PD・法政大学）

司会：小谷英生（群馬大学）

報告者：網谷壮介、上村剛、定森亮（慶應義塾大学非常勤講師）

討論者：犬塚元（法政大学）

本セッションは、モンテスキューを一つの軸として、18世紀後半の西洋政治思想史における「受容」の諸側面を比較検討し、モンテスキューの新たな思想史叙述を目標とした。モンテスキューほど当時の西洋世界で広範に読まれた思想家はほとんどいないが、その受容のされ方は実に多様であった。そこで英仏をめぐる議論、そして三権分立をめぐる従来の議論を超えて、本セッションではそれ以外の多くの地域の風土に合わせていかに『法の精神』が読まれたか、いかなる可能性が見出されたかを再検討した。

定森は「モンテスキューとヒュームの国制論――ハリントン批判の焦点の相違」という題で報告を行った。ハリントンは、17世紀半ばのイングランドで共和国が実現した原因を土地財産の平等化に見てとり、土地財産の配分と権力配分の対応関係を説明した。これに対して、ヒュームとモンテスキューは、17世紀半ば以降の商業発展と国家機構の中央集権化を考慮し、ハリントンの国制論を批判的に受容した。彼らは、土地財産に限らず、動産も含めて、共和国が許容しうる不平等の程度を問いただし、中間層を重視した点で共通する。しかし、ヒュームは国内対立が内乱に転化するのを回避する条件として政治権力の一般的配分を眼目とする混合政体を重視するのに対して、モンテスキューは、裁判権力の国制上の位置づけを重視する。この両者における法の支配の実現条件に関する認識、すなわち国制論の違いが、その「立法者」概念、さらには「文明社会」認識の相違として反映されていることを明らかにした。

次に網谷は「啓蒙絶対君主制におけるモンテスキューの読まれ方」という題で報告を行った。ドイツ語圏における同時代のモンテスキュー受容は「百科全書的」だとされているが、本報告では、特に政治理念として「啓蒙絶対君主」を掲げた論者が、モンテスキューの枠組みを利用しながら、モンテスキューとは異なって、身分制的な制約によらず、しかし専制的とは言えない君主制をいかに構想したかが取り上げられた。トマス・アプトが七年戦争とフリードリヒ２世の統治を歴史的特異点と認識し、フリードリヒのもとで君主制においても祖国愛が可能となることを主張したのに対し、ポリツァイ学者ユスティは君主の立憲的自己抑制こそが絶対君主制を専制から遠ざけると論じる。ユスティはモンテスキューにしたがって制限政体としてのイングランドの卓越性を認めるものの、絶対君主制においても君主が基本規則によって自らを制約することで、市民の自由と幸福への脅威は減ぜられると考えたのである。

最後に上村は「三権分立神話の誕生－－マディソンのモンテスキュー受容・再考」という題で報告を行った。マディソンのモンテスキュー受容については、特に権力分立論の擁護の文脈において『フェデラリスト』47編でマディソンがモンテスキューを高く評価している点を重視してきた。しかし従来の研究は『フェデラリスト』47〜51編におけるマディソンの権力分立論に解釈を集中させてきたために、モンテスキュー受容の意義を総体的に把握できてこなかった。本報告は書簡や憲法制定会議中のマディソンの発言を中心にマディソンのテクストをよりクリティカルに読み直すことで、両者の距離を改めて理解し、マディソンが権力分立原理とモンテスキューの双方に批判的であった側面を強調した。権力分立論については、マディソンは権力分立論者ではなく、抑制均衡論者であったにすぎないと解釈した。

これらの報告に対して、討論者の犬塚氏から以下のコメントがなされた。まず上村報告に対しては、分析概念としての権力分立と抑制均衡との関係について排反的であるのかいなか、権力分立論者ではないという命題の論証のために不十分ではないかとの論点が提起された。両者が排反的であるのかいなか、ないとすれば権力分立論者ではないという命題の論証は困難ではないかとの問いに対して、上村からは両者を排反的であると捉えているものの、マディソン自身がそれを非排反的なかたちに再構成した、また分析概念としての妥当性は「三権はseparateかつdistinct」という歴史的用法によって担保されているとの応答があった。

網谷報告に対しては、モンテスキューの議論を批判する際に、ユスティはモンテスキューが用いた道具立て（過去の理論や経験）をどのように処理したのか、特にゲルマニステン＝タキトゥス的なヨーロッパ観との関係はどうだったのかという疑問が提起された。これに対し網谷からは、ユスティは哲学的自然法学（国家目的＝公共の福祉論）を前提としているため、モンテスキューの利用した歴史認識のほとんどを顧慮せずにすませており（例えば封建法）、他方で、「ゲルマンの森」からイングランドの制限政体が生まれたとする議論については、個別に批判してもいると応答があった。

定森報告に対しては、裁判権力と陪審の重要性を強調するモンテスキュー解釈は、権力分立の思想史をどのように書き換えることになるのか、特にモンテスキューをハリントンやヒュームと比較するというコンテクスト設定は妥当なものなのか、という指摘がなされた。これに対し定森は、これら三人の思想家を比較分析する文脈として、彼らへのマキァヴェッリの影響を重視し、その古代ローマ史理解が、各々の近代社会における法の支配の実現条件に反映されている、と応答した。また、モンテスキューの権力分立論解釈に関しては、『法の精神』での共和政ローマの初期と末期の区別に着目することで、裁判権力の国制上の位置づけが特別に重視されていることの意味が明らかになる、と応答した。

　フロアからは、コワイエのドイツに対する影響や、ユスティがモンテスキューのどの部分にそれほど惹かれたのか、ユスティの中国評価はどういった資料に基づくものなのかなどの質問が寄せられた。本セッションの参加者は最大で50名であった。日曜の最後のセッションにもかかわらず大変な盛況であり、モンテスキューへの関心の高さをうかがわせるものであった。